

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

改正案	現行
<p>（<u>単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項</u>）</p> <p>1）</p> <p><u>第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</u></p> <p>2）<u>前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。</u></p> <p>3）<u>第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。</u></p> <p>一 自己資本の充実度に関する評価方法の概要</p> <p>二 株式会社商工組合中央金庫全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</p>	<p>（<u>単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項</u>）</p> <p>1）</p> <p><u>第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</u></p> <p>2）<u>前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</u></p> <p>3）<u>第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>一 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の自己資本の充実度に関する評価方法の概要</p> <p>二 信用リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲</p>

三 信用リスク (第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。) に関する次に掲げる事項

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要

ハ 標準的手法を採用した場合にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等 (適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下ハにおいて同じ。) の名称 (使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。)

三 内部格付手法を採用した場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額) を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD (標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額。以下(1)において同じ。) がEADの総額に占める割合

(2) 内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯

(3) 内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要

(i) 資産区分ごとの格付付与手続

(ii) パラメーター推計 (PD、LGD及びEADの推計をいう。)

げる事項

(1) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等 (適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。) の名称 (使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。)

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) 使用する内部格付手法の種類

(2) 内部格付制度の概要

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 ((vi) 及び(vii) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による商工組合中央金庫のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じない) と判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

(i) 事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。)

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

）及びその検証体制

(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の左欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項

内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があると	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

(v) 居住用不動産向けエクスポージャー

(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vii) その他リテール向けエクスポージャー

三 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百三十二条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百三十七条第二項及び第二百八十五条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
 ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポージャーのワークシート・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ 商工組合中央金庫が証券化目的導管体を用いて第三者の資

		分の範囲	<p>一 使用する内部格付手法の種類</p> <p>二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲</p> <p>三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲</p>
内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	<p>一 使用する内部格付手法の種類</p> <p>二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲</p> <p>三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲</p>	<p>一 内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があると</p> <p>二 使用する内部格付手法の種類</p> <p>三 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲</p> <p>四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類</p>
			<p>一 内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があると</p> <p>二 使用する内部格付手法の種類</p> <p>三 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲</p> <p>四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類</p>

産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該商工組合中央金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポンジヤーを保有しているかどうかの別

ト 商工組合中央金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該商工組合中央金庫が行った証券化取引（商工組合中央金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポンジヤーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポンジヤーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等

		<p>四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類</p> <p>五 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲</p>
--	--	---

- 四 信用リスク削減手法（派生商品取引、レボ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレボ形式の取引等」という。）に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
- 五 派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。）
- 六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

- を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
- 三 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストインプット及びストレス・テストの説明
- ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
- ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
- ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
- 七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
- ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
- (1) 当該手法の概要
- (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
- 八 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第六條第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等

- イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
- ロ 自己資本比率告示第二百三十二条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百三十七条第二項及び第二百八十五条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
- ハ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスプोजィヤーを保有しているかどうかの別
- ニ 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響
- ホ 証券化取引に関する会計方針
- ヘ 証券化エクスプोजィヤーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあつては、その理由を含む。）
- ト 内部評価方式を使用している場合には、その概要
- セ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
- イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

- エクスプोजィヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（特定取引（規則第十八条第二項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）に係るものを除く。第四条第二項第十号において同じ。））
- 九 金利リスク（特定取引に係るものを除く。次項第十号、第四条第二項第十一号及び同条第三項第十一号において同じ。）に関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 商工組合中央金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要
- 十 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについて
 - の説明
- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
 - ニ 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
 - イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
 - (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
 - (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクス

- ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲
- ハ オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。）
- ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
- (1) 当該手法の概要
- (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合においては、保険の利用方針及び概要を含む。）
- 九 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第六条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつていないものを除く。以下同じ。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
- 十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつていないものを除く。別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第三号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- ポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による商工組合中央金庫のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
- (i) 事業法人向けエクスポージャー
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (3) 証券化エクスポージャー
- ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
- (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
- (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
- (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
- 二
- (2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー
- ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算す

- 十二 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
- 十三 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明
- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）とする。
- 二 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項
- イ 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳
- (1) 地域別
- (2) 業種別
- (3) 残存期間別
- ロ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）第四条第二項、第三項又は第四項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
- (1) 地域別
- (2) 業種別
- ハ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

- ることをいう。以下この条及び第四条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
- ニ ワークアウト・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち商工組合中央金庫が使用する次に掲げる方式ごとの額
- (1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモデインティ・リスク及びオプジョン取引のカテゴリごとに開示することを要する。）
- (2) 内部モデル方式
- ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち商工組合中央金庫が使用する次に掲げる手法ごとの額
- (1) 基礎的手法
- (2) 粗利益配分手法
- (3) 先進的計測手法
- ハ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額にパーセントを乗じた額をいう。第六条第一項第七号において同じ。）
- ニ 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
- イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場

- 三 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額
- 三 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 標準的手法を採用した場合 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウエイトを直接に判定することができないものの額

ロ 内部格付手法を採用した場合 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーの額

三 イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合にあつては、次に掲げる事項

イ 次に掲げる額の合計額

(1) オゾン・バランス資産の額（貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関し

合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

三 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リス

て貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。))

(2) デリバティブ取引等 (先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。) に関する額 (デリバティブ取引等について算出したエクスపోジチャーの額 (デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスపోジチャー方式で計算したアトオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。) 及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。)

(3) レポ形式の取引に関する額 (レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスపోジチャーの額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) の合計額をいう。)

(4) オフ・バランス取引 (デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。) に関する額 (取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスపోジチャーの額、対象資産に係るエクスపోジチャーの額及び証券化エクスపోジチャーの額の合計額をいう。)

ロ 金融機関等 (金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五

ク・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高 (格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。) 並びに自己資本比率告示第六十条第二項第二号、第六十条第二項第二号及び第二百三十条第一項 (自己資本比率告示第六十条、第八十条及び第一百七十条第一項において準用する場合に限る。) の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウエイトが適用されるエクスపోジチャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスపోジチャーのうち、スロツテインズグ・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びワーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスపోジチャーについて、自己資本比率告示第三百三十四条第三項及び第五項並びに第四百四十八条第四項に定めるリスク・ウエイトが適用される場合におけるリスク・ウエイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスపోジチャーの区分に依り、それぞれ次に定める事項 (信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)

(1) 事業法人向けエクスపోジチャー、ソブリン向けエクスపోジチャー及び金融機関等向けエクスపోジチャー 債務者格付ごとのPPDの推計値、LGDの推計値 (先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスపోジチャーに係

号) 第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下ロ、ハ及びチにおいて同じ。) 向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

(1) 金融機関等向け預金及び貸出金の額 (コミットメントの未引出額を含む。)

(2) 金融機関等が発行した有価証券 (担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。三において同じ。) の保有額

(3) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポートの額 (法的に有効な相対ネットインゴ契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。)

(4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場 (ハ及びチにおいて「金融商品市場等」という。) によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・エクスポートで計算したアトオンの額 (法的に有効な相対ネットインゴ契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。)

ハ 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

るEldefaultを含む。) の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値 (先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート・借務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクスポート・適格リボルビング型リテール向けエクスポート・その他リテール向けエクスポート 次の(i)又は(ii)のいずれかの事項
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値 (デフォルトしたエクスポートに係るEldefaultを含む。) の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポート・借業者の分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・ソブリン向けエクスポート・金融機関等向けエクスポート・借業者、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート・居住用不動産向けエクスポート・適格リボルビング型リテ

- (1) 金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
- (2) 金融機関等とのレボ形式の取引のカレント・エクスポートの額（法的に有効な相対ネットインゾグ契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）
- (3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート方式で計算したアトオンの額（法的に有効な相対ネットインゾグ契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）
- 三 発行済の有価証券の残高
- ホ 直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額
- ヘ 信託財産及びこれに類する資産の残高
- ト 直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額
- チ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高
- リ 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額

- ール向けエクスポートジャー及びその他リテール向けエクスポートジャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
- ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポートジャー、ソブリン向けエクスポートジャー、金融機関等向けエクスポートジャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートジャー、居住用不動産向けエクスポートジャー、適格リボルビング型リート向けエクスポートジャー及びその他リート向けエクスポートジャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比
- 三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項
- イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポートジャーについてLGD及びEADの自金庫推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラテイル調整率によるエクスポートジャーの額の上方向調整を行っている場合は、当該上方向調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートジャー、ソブリン向けエクスポートジャー及び金融機関等向けエクスポートジャーごとに開示することを要する。）

(1) 売買目的有価証券

(2) その他有価証券

又 観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価された資産の残高

ル 対外与信の残高

エ 対外債務の残高

四 金利リスクに関して内部管理上使用了金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

5 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面に限る。）により作成するものとする。

(1) 適格金融資産担保

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごと）に開示することを要する。）

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアトオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

-
- ホ 担保の種類別の額
- ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
- ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
- チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
- 五 証券化エクスプोजチャーに関する次に掲げる事項
- イ 商工組合中央金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスプोजチャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、商工組合中央金庫が証券化エクスプोजチャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 原資産を構成するエクスプोजチャーのうち、三月以上延滞エクスプोजチャーの額又はデフォルトしたエクスプोजチャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、商工組合中央金庫が証券化エクスプोजチャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
-

-
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
-

-
- (ii) 商工組合中央金庫がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスプोजチャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 商工組合中央金庫が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスプोजチャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iv) 保有する再証券化エクスプोजチャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳
- ロ 商工組合中央金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスプोजチャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスプोजチャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (再証券化エクスプोजチャーについて区別して記載することを要する。)
- (2) 保有する証券化エクスプोजチャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスプोजチャーについて区別して記載することを要する。)
-

-
- (3) 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳
- ハ 商工組合中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別し
-

- て記載することを要する。)
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百三十条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 商工組合中央金庫がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本

の額

(iii) 商工組合中央金庫が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

三 商工組合中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百三十条 (第一項第二号を除く。)の規定により百パーセントのリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な

原資産の種類別の内訳

六 ワーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
ロ 期末のストレス・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストインゾウの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。第四条第四項第八号において同じ。）

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う
損益の額

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない
評価損益の額

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポー
ジャーの額

九 金利リスクに関して商工組合中央金庫が内部管理上使用した
金利シヨックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示
事項)

第三条 前条(第三項第一号から第九号までを除く。)の規定は、
規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況
について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事
項(直近の二中間事業年度(株式会社商工組合中央金庫法(平成
十九年法律第七十四号)第五十一条に規定する中間事業年度をい
う。)に係るものに限る。)について準用する。この場合において、
前条第三項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対
照表」と、同条第四項第一号ハ中「この条及び第四条」とあるの
は「この条」と、同号ハ中「をいう。第六条第一項第七号におい
て同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号中「除く。第四条

(単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示
事項)

第三条 規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実
の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定
める事項(直近の二中間事業年度(当該事業年度の四月一日から
九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。)に係
るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的
な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号に
より作成するものとする。

3 前条第三項(第十一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項
の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条

第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

4 前条第四項（第一号及び第三号を除く。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第三号」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第四条 規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成するものとする。

第四項第八号において同じ」とあるのは「除く」と、同号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第四条 規則第八十四条第三号ハに規定する自己資本の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第五項第二号において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第五項並びに第六条第一項第十四号及び第十五号において同じ。）に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号に

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

二 連結の範囲に関する次に掲げる事項

- イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に規定する連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
- ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
- ハ 自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
- ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
- ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
- 三 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲

より作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

二 連結の範囲に関する次に掲げる事項

- イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
- ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
- ハ 自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
- ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
- ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
- 三 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 三 信用リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要

「別紙様式第一号と、同項第二号中「株式会社商工組合中央金庫全体」とあるのは、「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

二 その他金融機関等（自己資本比率告示第八号第一項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって商工組合中央金庫の子法人等であるものうち、自己資本比率規制上の所要自

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) 使用する内部格付手法の種類

(2) 内部格付制度の概要

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額

- 二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第三号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。
- 5 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 二 連結レバレッジ比率の構成に関する事項
- 三 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）
- 6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）
- (v) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (vii) その他リテール向けエクスポージャー
- 四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要
- ロ 自己資本比率告示第二百三十二条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百三十七条第二項及び第二百八十五条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
- ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
- ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- ホ 証券化エクスポージャーのワークシート・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
- ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に

係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポートジャーを保有しているかどうかの別

ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポートジャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポートジャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

セ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等

- を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
- 三 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストインプツ及びストレス・テストの説明
 - ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
 - ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
 - ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
 - ハ オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
 - ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
 - (1) 当該手法の概要
 - (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
 - 九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - 十 金利リスクに関する次に掲げる事項

-
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要
 - 十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 二 その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて商工組合中央金庫の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額
 - 三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
 - イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
 - (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
 - (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類
-

似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。))

- (i) 事業法人向けエクスポージャー
- (ii) ノンリソ向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー

(3) 証券化エクスポージャー

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

- (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
- (ii) 内部デル手法が適用される株式等エクスポージャー

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式 (金利リスク、株式リスク、外国為替リスク

- 、コモデイテイ・リスク及びオプション取引のカテゴリ
ごとに開示することを要する。))
- (2) 内部モデル方式
- ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び
このうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
- (1) 基礎的手法
(2) 粗利益配分手法
(3) 先進的計測手法
- ヘ 連結総所要自己資本額 (自己資本比率告示第二条各号の算
式の分母の額にハパーセントを乗じた額をいう。第六条第一
項第七号において同じ。)
- 三 信用リスク (信用リスク・アセットのみなし計算が適用され
るエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。) に
関する次に掲げる事項
- イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高 (期末残
高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場
合には、期中平均残高の開示も要する。) 及びエクスポー
ジャーの主な種類別の内訳
- ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、
次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主
な種類別の内訳
- (1) 地域別
(2) 業種別又は取引相手の別

(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

三 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第六十条第二項第二号、第六十条第二項第二号及び第二百三十条第一項（自己資本比率告示百六条、第一百八条及び第一百七十七条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントの

リスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツテイング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びワーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第三十四条第三項及び第五項並びに第四百四十八条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEldefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及

び残高

- (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次の(i)又は(ii)のいずれかの事項
- (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るEldefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウエイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

- リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

- ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテ

ール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

- イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）
- (1) 適格金融資産担保
- (2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

- ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、

居住用不動産向けエクスポートジャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャー及びその他リテール向けエクスポートジャーごとに開示することを要する。)

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポートジャー方式を用いる場合に限る。)

ホ 担保の種類別の額
ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポートジャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別し

て記載することを要する。)

- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額に対する所要自己資本の額
- (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額に対する所要自己資本の額
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク

削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・セットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な

-
- 原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項において読
-

み替えて準用する自己資本比率告示第二百三十条（第一項
第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウ
ェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な
原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次
に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象と
する実行済みの信用供与の額

(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期
償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行
済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信
用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期
償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行
済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信
用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

三 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リ
スク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関す
る次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の
種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別し
て記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・

ウ エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百三十条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレステスト・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレステスト・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストインゾウの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合について

の説明

- ハ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額
- (1) 上場株式等エクスポージャー
- (2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
- ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
- ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
- ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
- ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
- 九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
- 士 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利シヨックに対する損益又は経済的価値の増減額
- 5 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。
- ニ 連結レバレッジ比率の構成に関する事項
- 三 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

（連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成するものとする。

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合においては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第四号により作成しななければならない。

（連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 前条（第三項第二号から第十号までを除く。）の規定は、規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「並びに第六条第一項第十四号及び第十五号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号へ中「をいう」。第六条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の

項」と読み替えるものとする。

- 4 前条第四項（第一号及び第三号を除く。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面に限る。）」とあるのは「別紙様式第三号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第四号並びに第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。
- 5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（四半期の開示事項）

第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する。

作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（四半期の開示事項）

第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する。

る事項は、次に掲げる事項とする。

一～十 (略)

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い、連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十二 (略)

十三 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細 (前号に掲げる事項を除く。)

十四 自己資本比率告示第二条及び第十四条各号の算式における分母の額に関する開示事項

十五・十六 (略)

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第四号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第七号(連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。)、同項第十五号に掲げる事項は別紙様式第五号によりそれぞれ作成するものとする。

3 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく

る事項は、次に掲げる事項とする。

一～十 (略)

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い、連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十二 (略)

十三 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

(新設)

十四・十五 (略)

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第四号によりそれぞれ作成するものとする。

3 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二十四条第一

<p>有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。</p>	<p>項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。</p>
<p><u>(別紙様式第二号)</u> (別紙)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(別紙様式第三号)</u> (別紙)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(別紙様式第四号)</u> (略)</p>	<p><u>(別紙様式第二号)</u> (略)</p>
<p><u>(別紙様式第五号)</u> (略)</p>	<p><u>(別紙様式第四号)</u> (略)</p>
<p><u>(別紙様式第六号)</u> (略)</p>	<p><u>(別紙様式第三号)</u> (略)</p>
<p><u>(別紙様式第七号)</u> (別紙)</p>	<p>(新設)</p>